特記仕様書

１　適用範囲

(1)　本特記仕様書は、大津市立晴嵐小学校雨水排水管調査業務に適用する。
(2)　仕様書優先順位は、次のとおりとする。
①特記仕様書
②雨水排水管調査業務委託標準仕様書

２　業務の内容

本業務は、晴嵐小学校敷地内の雨水排水管HPφ４００の埋設位置(管が存在するか不明)を調査することを目的とする。

本年度実施した調査により、上流５ｍ及び下流５ｍについてはTVカメラ調査済みであるが、中間区間約６０ｍについて土砂の堆積や木根の侵入や屈折等により調査できていないため、当該区間について調査するもの。現地状況から当該排水管の上下流は繋がっていると想定しているが、過去の資料などなく、現地に中間人孔なども確認できていない。

前回調査では、上流部の起点となる１号マンホールを含めほぼ土砂により満管閉塞しており、上流からの土砂撤去が困難で効率が悪かったため、今回下流から本管HPφ４００にφ３００の調査孔を設け、そこから土砂撤去及びTVカメラ調査を行い、管の有無や管の埋設位置、管の状態、中間人孔の有無、管の有無を調査しようとするものである。

今回の発注にあたり、平面図に記載されている調査区間についてはあくまで想定であり、管渠が無いことも考えられる。そのため、管渠が無いことが判明した時点で調査を打ち切ることも想定されることについて留意すること。

(1)　委託業務名　　大津市立晴嵐小学校雨水排水管調査業務
(2)　委託場所　　大津市光が丘町
(3)　業務数量　　金抜設計書のとおり

３　汚泥等の運搬及び処分

管渠内清掃において、汚泥(無機汚泥)や、異物や固化堆積物など維持管理上の支障物は吸引車等により回収し、処分場へ運搬すること。汚泥(無機汚泥)の処分先については、下表のとおり計画している。

処理施設名	所在地	運搬距離	摘　　要
㈱湖北総合開発	彦根市甲田町５５５	６４ｋｍ	DID 区間率が 70%未満 30%以上

上表については積算上の条件明示であり、再資源化施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

廃棄物の運搬及び処分について、発注者が排出事業者として収集運搬業者及び処分業者と、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく契約を締結するものとする。また、汚泥等の運搬及び処分に係る費用については、受託者より支払うものとする。

４　交通誘導警備員

交通誘導警備員については、下表のとおり計上している。条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

なお、交通誘導警備員Ｂとは、公共工事設計労務単価に定める職種の定義による。

路線	配置人員 （交替要員除く）	編成 （交替要員除く）	昼夜別	交替要員 の有無
晴嵐小学校敷地内	1～2 人/日	交通誘導警備員Ｂ	昼	無

5　墜落・転落事故の防止

近年、管渠施設の維持管理作業や補修作業中に、マンホール内への墜落・転落する事故が増加しており、当該業務においても、危険性を十分に認識しなければならない。

作業中の開口部養生や、安全帯およびセフティーブロックの使用などの事故防止対策を確実に行うこと。

6　酸素欠乏症・硫化水素中毒の防止

作業場所では、酸素濃度を18%以上、かつ硫化水素濃度を10ppm以下に保つように常時換気すること。また、作業開始前、作業中、再入孔する前には、原則として垂直、水平方向にそれぞれ３点以上測定点を設けること。

作業場所に下水や汚泥が堆積している場合は、外部から攪拌して水中の硫化水素を空気中に放出してから濃度測定を実施すること。外部から攪拌できない場合には、濃度測定の結果が基準値以下であっても、適切な呼吸用保護具を着用させ作業員を入孔させること。

作業中は常時警報付き測定器具によるガス検知を行い、異常を感知したら直ちに退避できる体制を整えること。

酸素欠乏症等にかかって墜落する恐れのある時は、高さ２m以内であっても墜落制止用器具を使用すること。

7　その他

(1)　業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議のうえ決定するものとする。

(2)　成果品納入後にあっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。

(3)　本業務は、電子納品対象業務である。大津市電子納品ガイドライン(委託業務編)および大津市電子納品運用ガイドライン企業局取扱要領に基づき、正副の電子成果品を提出すること。なお、検査用として紙による成果品を１部提出すること。

(4)　本作業は昼間作業を想定している。

(5)　道路管理者及び道路使用許可者との協議等により作業時間帯が変更となる場合は、設計変更の対象とする。

(6)　本業務の調査記録は、本市において運用中の維持管理システムに登録するため、成果のデータ形式及び様式等について監督職員の指示に従い、登録用データ及び資料を作成すること。